

# 石川県公報

令和8年1月20日

第13875号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目 次

### 告 示

- 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定  
(危機対策課) 1  
○救急病院の認定  
(医療支援課) 1

- 土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の  
全部の指定の解除  
(環境政策課) 1  
○土地改良区の清算人退任公告  
(農業基盤課) 2

## 告 示

### 石川県告示第21号

令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害において、次の地域内に居住していた者が属する世帯を被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯(以下「長期避難世帯」という。)とした。

令和8年1月20日

石川県知事 駆 浩

- 1 長期避難世帯の所在する地域  
輪島市美谷町42の2番地(42字2番地)、42の5番地、42の6番地及び42の11番地  
輪島市打越町下平12番地、日向46番地、日向55番地甲、豆木41番地及び豆木62番地  
2 長期避難世帯となった日  
令和6年9月21日

### 石川県告示第22号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和8年1月20日

石川県知事 駆 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12番地7	令和8年1月17日	令和11年1月16日

### 石川県告示第23号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定(令和7年石川県告示第306号)で指定した形質変更時要届出区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年1月20日

石川県知事 駆 浩

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
輪島市門前町本市式3番1の一部及びイ106番1の一部  
2 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- ふつ素及びその化合物  
3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

## 公 告

### 土地改良区の清算人退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により、次のとおり清算人が退任した旨の届出があった。

令和8年1月20日

石川県知事 駆 浩

清算法人内浦土地改良区

清算人氏名	住所	退任年月日
山元淳二	鳳珠郡能登町字九里川尻9字38番地	令和7年12月24日
花畠壽一	鳳珠郡能登町字時長8字52番地	〃
菊田俊夫	鳳珠郡能登町字布浦レ字64番地10	〃
天野登	鳳珠郡能登町字秋吉6字70番地	〃
平信一	鳳珠郡能登町字滝之坊ケ字29番地	〃
中橋博	鳳珠郡能登町字上12字37番地	〃
浅山成雄	鳳珠郡能登町字宮犬12字59番地1	〃
平田文博	鳳珠郡能登町字布浦チ字1番地	〃